

# 大山山麓・日野川流域関係人口・地域収益モデル確立支援事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、大山山麓・日野川流域関係人口・地域収益モデル確立支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (交付目的)

第2条 本補助金は、大山山麓・日野川流域観光推進協議会（以下、「協議会」という。）が、民間事業者による大山山麓・日野川流域圏域（以下「圏域」という。）の地域特性を活かして、新たに関係人口の創出・拡大という「質」重視の観光・交流及び地域収益の向上につながる取組を重点支援し、先駆モデルとして確立及び圏域全体への普及展開することを目的に交付する。

## (補助金の交付)

第3条 協議会は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、当該対象事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。

3 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

## (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、協議会の会長（以下「会長」という。）が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

## (審査)

第5条 協議会は、第4条に定める交付申請を受け、補助対象事業を選定するために審査会を設置し、審査を行う。

2 審査会の設置及び審査方法については、会長が別に定めるものとする。

## (交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた後、審査を実施した日から10日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 協議会は、第4条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、

変更後の額とする。以下「交付決定額」という。) から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の会長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、交付決定を受けた年度の3月10日のいずれか早い日

- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の3月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第6号により速やかに会長に報告し、会長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を協議会に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして会長が別に定めるもの

3 規則第25条第2項の承認は、原則として、申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

(情報の公開)

第10条 事業の公正性及び透明性を高めるとともに、圏域全体への普及展開を図るため広く活動団体の参考とすることを目的に、採択された事業の申請及び報告の書類等は、個人情報を除き公表できるものとする。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月29日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
大山山麓・日野川流域関係人口・地域収益モデル確立支援事業	鳥取県内に拠点をおく団体及び鳥取県内在住の個人 ※次の事業実施主体は、対象外となる場合がある。 (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等 (2) 暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体等 (3) 実体のない団体等	補助事業を実施するために必要と協議会が認める経費  ※特定の個人や個別企業に対する給付経費（それに類するものを含む。）、団体の運営に係る経常的な経費、食糧費（事業実施に必要不可欠なものとして協議会が認めるものを除く。）、備品購入費（1件の金額が5万円以上の物品購入）等、交付対象として不相当と認められる経費は対象としない。	2 / 3	1 団体あたり1,000千円

注) 同一事業実施主体に対する交付決定は、同一年度において1回に限るものとする。

年 月 日

職 氏 名 様

住 所  
申請者 氏 名 印  
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

令和 年度大山山麓・日野川流域関係人口・地域収益モデル確立支援事業補助金交付申請書

大山山麓・日野川流域関係人口・地域収益モデル確立支援事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	大山山麓・日野川流域関係人口・地域収益モデル確立支援事業補助金
算定基準額(見込み)	
交付申請額	
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書(に準ずる書類) 3 団体規約、構成員名簿等

(注) 算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込み)」を削除すること。

様式第1号（第4条関係）

令和 年度大山山麓・日野川流域関係人口・地域収益モデル確立支援事業補助金事業計画書

区 分	内 容			
1. 申請者名				
2. 代表者職・氏名	役職		氏名	
3. 事業の名称				
4. 事業の趣旨・目的				
5. 事業内容	<p>※本事業においてどのように関係人口の創出・拡大等に取り組み、持続可能な観光（地域づくり）及び（地域）収益の向上に結び付けるのか等を記載。</p> <p>※事業の実施により次年度以降に継続・発展していくポイントや適正な利用者負担などの財源確保策等があれば記載。</p>			
6. その他	<p>(1) 他の補助金の活用の有無（有・無）                      ※「有」、「無」のいずれかに○をしてください。「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。</p> <hr/> <p>(2) 仕入控除税額の有無（有・無）                      ※「有」、「無」のいずれかに○をしてください。「無」の場合は、その理由を記載してください。                      （免税事業者であるため ・ その他（ ））</p>			

注：下記の書類も提出してください。

- ① 団体規約（規約がない場合は、団体目的、活動概要がわかる書類）、構成員名簿、年間事業計画書、事業年度予算書など
- ② 事業内容に関するもの（チラシ、計画書など）
- ③ (別添1) 大山山麓・日野川流域関係人口・地域収益モデル確立支援事業補助金審査基準自己評価表（交付申請版）
- ④ (別添2) 令和 年度 KPI(重要業績指標)設定シート

(別添 1)

大山山麓・日野川流域関係人口・地域収益モデル確立支援事業補助金  
審査基準自己評価表 (交付申請版)

	項目		説明	申請者自己評価
1	事業目的	関係人口の創出・拡大	○大山山麓・日野川流域の魅力向上とその継続・発展、関係人口の創出・拡大に高い効果が期待できるか。	
		収益性	○地域の収益向上が見込まれる取り組みであるか。	
2	地域性		○地域資源や地域の魅力を活用した取り組みであるか。 ○地域の担い手となる人材確保・育成について高い効果が期待できるか。	
3	計画の実現性		○実施体制を整え、取組を主体的に行うとともに、熱意が感じられる事業計画である。	
4	自立性・発展性		○一過性の事業でなく、次年度以降も事業が自立的に継続・発展していくことが期待できる事業である。 ○事業内容に対して受益と負担のバランスをとるなど、事業の継続・発展に向け、自主財源が確保された計画であるか。	
5	独創性		○補助申請事業が他の申請事業とは異なる内容・性質のものであるか。	
6	補助金の有効活用		○事業内容、予算規模が適正で、費用に対し、より高い効果が生じるよう工夫されている。 ○事業推進の過程で大山振興の担い手となる人材の確保、育成を図るものである。	

(別添2)

令和 年度 K P I (重要業績指標) 設定シート

事業名 : \_\_\_\_\_  
事業実施団体名 : \_\_\_\_\_

区分	K P I 設定及び測定に関する基本的考え方	K P I (案)	備考 (全体目標等)
(1) 大山・日野川圏域への再来訪意向	<p>【記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○本事業を通じた関係人口の創出・拡大、移住定住、大都市圏企業の機能分散等の支援対象者における大山・日野川圏域への再来訪意向（1年以内）について、アンケート調査により把握する。</li><li>○アンケート配布・回収方法・・・事前申込時にアンケートへの協力を参加条件とする旨を周知した上で、プログラム実施後にアンケートを配布し、回収した上で解散とする。</li><li>○参加目標人数・・・●●●人</li><li>○アンケート回収目標・・・●●%</li></ul>	<p>●●. ●%</p> <p><u>(◇◇人</u> <u>÷△△人)</u></p>	(全体目標) R3=55% R4=65% R5=70%
(2) 本事業を通じた関係人口支援人数	<p>【記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○本事業を通じた関係人口の創出・拡大、移住定住、大都市圏企業の機能分散等の支援人数を把握する。</li><li>○PR方法・・・オンライン(SNS含む)及び参加チラシの配布等を行うほか、関係機関・団体を通じたPRや、関係者ネットワークを生かした口コミによる呼びかけを行う。</li><li>○PR・呼びかけの範囲・・・新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じて、PR等範囲を限定する等の対応を検討する。(例：山陰両県のみ。)</li></ul>	●●●人	(全体目標) R3=100人 R4=200人 R5=400人
(3) モデル事業者における売上・収益目標の達成比率	<p>【記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○モデル事業者(個店)を設定し、本事業(体験プログラム)実施中の売上高及び収益について、目標値を達成した事業者の比率を把握する。</li><li>○モデル事業者数及び選定方法<ul style="list-style-type: none"><li>・モデル事業者数(目標)・・・●事業者</li><li>・選定方法・・・市町村及び商工団体等と連携して、事業効果が得られやすい立地等の事業者に協力を呼びかける。</li></ul></li><li>○売上・収益目標の設定方法・・・市町村及び商工団体等と連携して、過去の類似イベントの実績等を勘案しながら事業者ごとに目標値を設定する。初めての取組であるが、躊躇せず果敢に目標を設定し、今年度の実績に応じて次年度以降の目標値を再検討する。</li><li>○目標達成に向けた想定取組・・・必要に応じて専門家の派遣を受けながら、市町村及び商工団体等と連携して目標達成に向けた取組を実施する。特に周辺の旅館・ホテルと連携した宿泊メニューの造成や、まちづくり団体と連携した継続的な関係づくりを目指す。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○モデル事業者目標数(再掲) ●事業者</li><li>○目標値<ul style="list-style-type: none"><li>・事業者A 売上□□% 収益◇◇%</li><li>・事業者B 売上□□% 収益◇◇%</li><li>・事業者C 売上□□% 収益◇◇%</li></ul></li><li>○目標達成率 ●●. ●% <u>(◇◇事業者</u> <u>÷△△事業者)</u></li></ul>	(全体目標) R3=50% R4=60% R5=70%

様式第2号（第4条関係）

令和 年度大山山麓・日野川流域関係人口・地域収益モデル確立支援事業収支予算書

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	積算内訳
合 計		

※収入の内容を具体的に記載すること（入場料収入、販売収入等）。

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	積算内訳
合 計		



様

職 氏 名



令和 年度大山山麓・日野川流域関係人口・地域収益モデル確立支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった大山山麓・日野川流域関係人口・地域収益モデル確立支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当：鳥取県西部総合事務所県民福祉局西部観光商工課 電話：〇〇〇〇）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、大山山麓・日野川流域関係人口・地域収益モデル確立支援事業補助金交付要綱（令和4年7月4日付第2022012号。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

職 氏 名 様

住所

申請者 氏名 印  
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

令和 年度大山山麓・日野川流域関係人口・地域収益モデル確立支援事業補助金実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	大山山麓・日野川流域関係人口・地域収益モデル確立支援事業補助金	
交付決定	算定基準額	交付決定額
実績		
差引		
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書(に準ずる書類)	

様式第4号（第8条関係）

令和 年度大山山麓・日野川流域関係人口・地域収益モデル確立支援事業補助金事業報告書

区 分	内 容		
1. 申請者名			
2. 代表者職・氏名	役 職		氏 名
3. 事業の名称			
4. 事業の実施結果	(①実施日、②開催場所、③参加人数、④事業概要など)		
5. 成果	(交付目的に照らし、どのような成果が上がったか、次年度以降どのような展開を図るかなど)		
6. その他	<input type="checkbox"/> 仕入控除税額の有無（有・無） ※「有」、「無」のいずれかに○をしてください。「無」の場合は、その理由を記載してください。 (免税事業者であるため ・ その他（ ）)		

注：「（別添1）大山山麓・日野川流域関係人口・地域収益モデル確立支援事業補助金審査基準自己評価表（実績報告版）」及び「（別添2）令和 年度KPI(重要業績指標)設定シート(実績報告版)」を提出するとともに、必要に応じ、実施した事業内容がわかる書類も提出してください。

(別添 1)

大山山麓・日野川流域関係人口・地域収益モデル確立支援事業補助金  
審査基準自己評価表 (実績報告版)

	項目		説明	申請者自己評価
1	事業目的	関係人口の創出・拡大	○大山山麓・日野川流域の魅力向上とその継続・発展、関係人口の創出・拡大に高い効果が期待できるか。	
		収益性	○地域の収益向上が見込まれる取り組みであるか。	
2	地域性		○地域資源や地域の魅力を活用した取り組みであるか。 ○地域の担い手となる人材確保・育成について高い効果が期待できるか。	
3	計画の実現性		○実施体制を整え、取組を主体的に行うとともに、熱意が感じられる事業計画である。	
4	自立性・発展性		○一過性の事業でなく、次年度以降も事業が自立的に継続・発展していくことが期待できる事業である。 ○事業内容に対して受益と負担のバランスをとるなど、事業の継続・発展に向け、自主財源が確保された計画であるか。	
5	独創性		○補助申請事業が他の申請事業とは異なる内容・性質のものであるか。	
6	補助金の有効活用		○事業内容、予算規模が適正で、費用に対し、より高い効果が生じるよう工夫されている。 ○事業推進の過程で大山振興の担い手となる人材の確保、育成を図るものである。	

(別添2)

令和 年度 K P I (重要業績指標) 設定シート (実績報告版)

事業名 : \_\_\_\_\_  
事業実施団体名 : \_\_\_\_\_

区分	K P I 設定及び測定に関する基本的考え方	K P I (目標)	K P I (実績)	備考 (次年度への課題等)
(1) 大山・日野川圏域への再来訪意向	<b>【記載例】</b> ○本事業の参加者における圏域への再来訪意向 (1年以内) を、アンケート調査により把握した。 ○アンケート配布・回収方法・・・アンケート協力を参加条件して、プログラム実施後にアンケートを回収した。 ○参加人数・・・●●●●人 ○アンケート回収率・・・●●%	●●. ●% $\frac{(\diamond\diamond\text{人})}{\div\triangle\triangle\triangle\text{人}}$	●●. ●% $\frac{(\diamond\diamond\text{人})}{\div\triangle\triangle\triangle\text{人}}$	・アンケートは順調に配布・回収できた。1年後の再来訪意向も、想定より高かった。 ・次年度はさらなる再来訪意向の向上に取り組む。
(2) 本事業を通じた関係人口支援人数	<b>【記載例】</b> ○関係人口の創出・拡大等の支援人数を把握した。 ○PR方法・・・オンライン (SNS含む) 及び参加チラシの配布等を行うほか、関係機関・団体を通じたPRや、口コミによる呼びかけを行った。 ○PR・呼びかけの範囲・・・新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じて、PR等範囲を限定した。(山陰両県のみ。)	●●●人	●●●人	・3回のプログラム実施のうち、1度目は想定より参加者が少なかったが、2～3度目は口コミの効果で参加者が増え、合計で目標を上回った。 ・今年度形成したネットワークを活用し、次年度は口コミを重視した参加者増を図る。
(3) モデル事業者における売上・収益目標の達成比率	<b>【記載例】</b> ○モデル事業者 (個店) を設定し、本事業 (体験プログラム) 実施中の売上高及び収益について、目標値を達成した事業者の比率を把握した。 ○モデル事業者数及び選定方法 ・モデル事業者数・・・●事業者 ・選定方法・・・市町村及び商工団体等と連携して協力を呼びかけた。 ○売上・収益目標の設定方法・・・市町村及び商工団体等と連携して、過去の類似イベントの実績等を勘案しながら事業者ごとに目標値を設定した。 ○目標達成に向けた取組・・・専門家の派遣を受け市町村及び商工団体等と連携して目標達成に向けた取組を実施した。特に周辺の旅館・ホテルと連携した宿泊メニューの造成や、まちづくり団体と連携した継続的な関係づくりに取り組んだ。	○モデル事業者目標数 ●事業者  ○目標値 ・事業者A 売上□□% 収益◇◇% ・事業者B 売上□□% 収益◇◇% ・事業者C 売上□□% 収益◇◇%  ○目標達成率 ●●. ●% $\frac{(\diamond\diamond\text{事業者})}{\div\triangle\triangle\text{事業者}}$	○モデル事業者数 (再掲) ●事業者  ○実績値 ・事業者A 売上□□% 収益◇◇% ・事業者B 売上□□% 収益◇◇% ・事業者C 売上□□% 収益◇◇%  ○目標達成率 ●●. ●% $\frac{(\diamond\diamond\text{事業者})}{\div\triangle\triangle\text{事業者}}$	・初めての取組であるが、躊躇せず果敢に目標を設定した。 ・しかし、参加者を分散したことで、プログラム実施中の目標値を達成できない事業者もあった。 ・一方、関係人口の形成により、後日通信販売での売上向上も見られた。 ・次年度は、実施後の通信販売等も含めて目標値を再設定し、「稼ぐ地域の形成」に向けて取り組む。

様式第5号（第8条関係）

令和 年度大山山麓・日野川流域関係人口・地域収益モデル確立支援事業収支決算書

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
合 計				

※収入の内容を具体的に記載すること（入場料収入、販売収入等）。

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
合 計				

年 月 日

職 氏 名 様

住所

申請者 氏名 印  
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

令和 年度大山山麓・日野川流域関係人口・地域収益モデル確立支援事業仕入控除税額報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた令和 年度  
大山山麓・日野川流域関係人口・地域収益モデル確立支援事業補助金に係る仕入控除税額について、大山山麓・日野川流域関係人口・地域収益モデル確立支援事業補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金等交付規則第18条第1項に基づく額の確定額  
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
金 円

※参考となる資料（確定申告書等）を添付すること